

令和 6 年度		審 査	
阿賀町スポーツ施設長寿命化計画策定業務委託 設 計 書		設 計	
委 託 番 号		委 託 場 所	
阿社教 第 1 号		新潟県東蒲原郡阿賀町	津川 地内 他
	実 施 ・ 元	変 更	
設 計 額	円	円	
契 約 額	円	円	
(内消費税額)	(円)	(円)	
委 託 期 間 ・ 納 期	委 託 期 間 日 間 納 期 令和 7 年 3 月 21 日	日 間 (付与日数 日 間)	完 成 期 限 令和 年 月 日
実 施 (元) 設計概要	津川B&G海洋センター、上川B&G海洋センター 三川B&G海洋センター、鹿瀬体育館、上川体育館、津川艇庫 6施設の長寿命化計画の作成	変 更 設計概要	

** 計画策定費 ** 内訳表

費 目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
直接人件費	1.0	式			内訳表1号
直接経費	1.0	式			内訳表2号
直接原価(直接人件費+直接経費)					
間接原価	1.0	式			
業務原価(直接原価+間接原価)					
一般管理費	1.0	式			
業務価格(業務原価+一般管理費)					
業務価格(端数整理)					
消費税					
合計					

直接人件費内訳表

第1号内訳表

項 目	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
直接人件費					
計画準備・資料収集整理	主任技師	人			
	技師C	人			
	技術員	人			
基本情報の把握	技師B	人			
	技師C	人			
	技術員	人			
施設の現況調査					
(1) 現状情報の収集・整理(安全性・機能性・経済性・耐震性)	技師B	人			現地劣化状況調査含む
	技師C	人			
(2) 現状に基づく個別施設の方向性に関する検討(1次評価)	技師B	人			
	技術員	人			
改修・更新費用の算定	技師B	人			
	技師C	人			
	技術員	人			
個別施設計画のとりまとめ	技師B	人			
	技師C	人			
	技術員	人			
計画の実施方法	技師B	人			
	技師C	人			
	技術員	人			
成果品とりまとめ	技師B	人			
	技師C	人			
	技術員	人			
打合せ協議(3回)	主任技師	人			2名×3回
	技師B	人			
計					

阿賀町スポーツ施設長寿命化計画作成業務委託
特記仕様書

第 1 章 総則

(適用の範囲)

第 1 条 本特記仕様書は、発注者である阿賀町（以下、「甲」という。）が、受託者（以下、「乙」という。）に委託する「阿賀町スポーツ施設長寿命化計画作成業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(業務の目的)

第 2 条 本町は、厳しい財政状況の中で公共施設等の老朽化に対応するため、令和 4 年 3 月に阿賀町公共施設等総合管計画を改定し、同計画を推進するために公共施設マネジメントに取り組んでいるところである。本業務はスポーツ施設の劣化状況を調査し、改修・更新等の時期と費用を算出し、「阿賀町スポーツ施設長寿命化計画」を策定することを目的とする。

(対象施設)

第 3 条 対象施設は、甲が保有するスポーツ施設のうち、下記 6 施設（表 1）を対象とし、計画策定するものとする。

表 1 対象施設

No.	施設名	構造	建築年	延床面積
1	津川 B&G 海洋センター			
	体育館・事務室 (プール、テニスコートを含む)	SRC 造他	昭和 58 年	1,295.00 m ²
	芦沢山荘 (休養休憩施設)	W 造	昭和 61 年	291.5 m ²
2	三川 B & G 海洋センター			
	体育館 (プールを含む)	SRC 造	昭和 56 年	1,101.27 m ²
	プール更衣室	S 造	昭和 57 年	103.08 m ²
	旧運動広場管理棟	RC 造	昭和 57 年	60.00 m ²
	艇庫	S 造	昭和 57 年	195.15 m ²
	ふれあい広場管理棟	W 造	平成 7 年	59.62 m ²
	公衆便所	S 造	昭和 63 年	16.70 m ²
3	上川 B & G 海洋センター			
	体育館 (プールを含む)	RC 造	平成 4 年	1,102.00 m ²
	事務所	RC 造	平成 4 年	628.48 m ²
4	旧鹿瀬中学校体育館	RC 造	昭和 54 年	1,619.00 m ²
5	旧上川中学校体育館	SRC 造	昭和 49 年	1,481.00 m ²
6	津川艇庫 (スポーツセンター)	RC 造	昭和 47 年	580.00 m ²

(計画期間)

第 4 条 計画期間は、阿賀町公共施設等総合管理計画の期間と整合を図り、令和 7 年度から令和 17 年度とする

(準拠法令等)

第 5 条 本業務は本特記仕様書によるほか、下記法令・通達・基準等に準拠して実施するものとする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 建築基準法
- (3) インフラ長寿命化基本計画（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議：
平成 25 年 11 月）
- (4) 建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (5) スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（平成 30 年 3 月）
- (6) 阿賀町公共施設等総合管理計画（令和 4 年 3 月改定）
- (7) 阿賀町財務規則（平成 17 年 4 月）
- (8) 阿賀町個人情報保護法施行条例（令和 4 年 12 月）
- (9) その他、甲が定める諸規則

（疑義）

第 6 条 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲と乙で協議の上、甲の指示に従うものとする。

（業務計画）

第 7 条 乙は本業務実施に当たり、甲に下記の書類を提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務実施計画書、工程表
- (2) 着手届
- (3) 管理技術者届、照査技術者届
- (4) 管理技術者、照査技術者の経歴書及び資格証明書

（実施体制）

第 8 条 本業務を担当する各技術者は、公共施設長寿命化計画（公共建築物の長寿命化計画）または公共施設等総合管理計画の業務実績を有するものであり、かつ乙と直接かつ恒常的な雇用関係があるものとする。雇用を証明する書類について甲に提出し、承認を得るものとする。

なお、本業務の管理技術者、照査技術者、担当技術者については、以下のものを選任するものとする。なお、管理技術者と照査技術者は兼務できないものとする。

(1) 管理技術者

管理技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画）または一級建築士のいずれかの資格を有し、かつ認定ファシリティマネージャー（CFMJ）の資格を有する者。また、新潟県内の自治体における公共施設長寿命化計画（公共建築物の長寿命化計画）または、公共施設等総合管理計画の業務実績を有する者とする。

(2) 照査技術者

照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画）または一級建築士のいずれかの資格を有し、かつ空間情報総括監理技術者の資格を有する者とする。

(3) 担当技術者

担当技術者は、スポーツ施設のストック適正化ガイドラインに記載されている施設管理に関する資格である公認スポーツ施設管理士（旧名称：公認体育施設管理士）の資格を有する者を、少なくとも 1 名配置するものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は本業務遂行中に知り得た情報について、甲の許可なしに外に利用してはならない。また、本契約の解除及び期間満了後についても同様とする。

(報告の義務)

第10条 本業務実施期間中において、乙は業務の進捗状況を随時報告するものとし、必要に応じて報告資料を提出するものとする。

(品質管理と情報保護対策)

第11条 乙は、本業務の履行上必要となるデータや資料の取扱いについては、情報の漏洩が起らないよう細心の注意を払うものとする。そのため乙は、本業務の実施にあたっては情報保護及び品質管理の観点から、次の資格の認証を取得しているものとし、本業務の着手前に登録証の写しを甲に提出するものとする。

- (1) ISO 9001 (品質マネジメントシステム)
- (2) ISO 14001 (環境マネジメントシステム)
- (3) ISO 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)
- (4) JIS Q 15001 (プライバシーマーク)
- (5) ISO 55001 (アセットマネジメントシステム)

(完了)

第12条 乙は本業務の完了後、委託業務完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

(瑕疵等)

第13条 乙は、本業務の完了後、委託業務完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

(成果品の帰属)

第14条 本業務における成果品については全て甲に帰属するものであり、甲の承認を受けずに複製したり、他に公表及び貸与したりしてはならない。

(納期及び納入場所)

第15条 本業務の納期及び納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 納 期：令和7年3月21日
- (2) 納入場所：阿賀町教育委員会 社会教育課

第2章 業務内容

(計画準備・資料収集整理)

第16条 作業全般にわたる具体的な作業方法、人員の配置等を計画し、必要な準備を行うものとする。また、業務の遂行上必要となる資料について収集を行い、後継作業を円滑に行えるよう整理を行うものとする。

(基本情報の把握)

第17条 甲より提供する公共施設建築物リスト等よりスポーツ施設の基本情報を収集し、ストックの状況を整理するものとする。また関連情報として学校体育施設、都市公園等の運動施設、近隣自治体のスポーツ施設、民間スポーツ施設等についても情報を収集するものとする。

また基本情報の把握にあたっては、「スポーツ施設のストック適正化ガイドラインに基づき、スポーツ施設の環境に関する情報について整理を行うものとする。スポーツ施設の利用圏域や施設分布については、GISを活用し、整理や分析を行うものとする。

(施設の現況評価)

第18条 甲が保有する個々のスポーツ施設について、安心・安全・快適な利用に必要な施設の性能を把握するため、建物及び付帯する設備に対し、下記作業を実施する。甲は、施設の劣化状況調査を行うにあたり、設計図書等を乙に貸与する。乙は、劣化状況調査マニュアルに基づき、現地調査を行うものとする。また、調査に携行する調査票や備品等の準備、調査員の確保及び調査日程の調整を、甲乙協議のうえ決定するものとする。施設の現況評価を実施するに当たり、収集・整理された情報及び評価結果は、「スポーツ施設の現況調査シート」に基づき施設ごとに施設カルテとしてとりまとめ、一元的に管理するものとする。

(1) 施設の現状情報の収集・整理（安全性・機能性・経済性・耐震性）

劣化状況調査

- ① 事前調査
- ② 劣化状況調査項目・評価基準の設定
- ③ 上記②で作成したシート等に基づく現地調査

なおスポーツ施設劣化状況調査にあたって、屋上、屋根等が目視で確認ができない場合は、足場の設置または、UAV等のセンシング機器を活用し調査を実施するものとする。

(2) 施設の現状に基づく個別施設の方向性に関する検討（一次評価）

施設の「安全性・機能性」、「経済性」、「耐震性」の観点から、施設の方向性及び整備手法を検討する。

(改修・更新費用の算定)

第19条 「令和5年版 建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)を参考として、施設ごと・建築部位・設備ごとの改修・更新等費用を算定するものとする。なお、屋外施設の設備等に関しては、保全対象を整理のうえ、過去の改修・修繕実績などを参考に単価、周期等の整理を行うものとする。

改修・更新費用の試算期間については、躯体構造の標準使用年数及び長寿命化する目標使用年

数を設定し、標準的な改修・更新周期によるものと、劣化度評価結果を反映し改修・更新の時期を調整したものの2つのケースを算出するものとする。

(個別施設計画のとりまとめ)

第20条 前条の結果を踏まえ、阿賀町スポーツ施設長寿命化計画を作成するものとする。計画書の構成は、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に準拠し、詳細は、甲乙協議の決定するものとする。

(計画の実施方法)

第21条 前条にて取りまとめた阿賀町スポーツ施設長寿命化計画を推進するためのフォローアップ方針や、取り組み体制及び市民との情報共有の方法等について検討を行い、記載するものとする。

(成果品とりまとめ)

第22条 本業務で作成した資料等は、業務報告書としてA4判ファイルに取りまとめるとともに、甲へWord、Excel等の電子データを納品するものとする。

(打合せ協議)

第23条 本業務の打合せ協議は、業務着手時、中間時1回、納品前の3回実施することを基本とする。ただし業務遂行上、必要な場合は適宜実施するものとする。また、打合せ協議終了後、速やかに「打合せ協議記録簿」を作成し、甲に提出して確認を得るものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第24条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 阿賀町スポーツ施設長寿命化計画 (A4判クルミ製本) 10部
- (2) 業務報告書 (A4判ファイル綴り) 1部
- (3) 上記(1)(2)の電子データ (Word、Excel、PDF等) 1式